

平成 2 8 年度藤枝市一般会計予算

平成 2 8 年度藤枝市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 7, 6 8 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 2 月 1 8 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		20,200,000
	1 市民税	8,786,100
	2 固定資産税	9,020,800
	3 軽自動車税	312,400
	4 市たばこ税	736,000
	5 特別土地保有税	100
	6 入湯税	100
	7 都市計画税	1,344,500
2 地方譲与税		368,000
	1 地方揮発油譲与税	106,000
	2 自動車重量譲与税	262,000
3 利子割交付金		35,000
	1 利子割交付金	35,000
4 配当割交付金		87,000
	1 配当割交付金	87,000
5 株式等譲渡所得割交付金		81,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	81,000
6 地方消費税交付金		2,343,000
	1 地方消費税交付金	2,343,000
7 ゴルフ場利用税交付金		23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
8 自動車取得税交付金		73,000
	1 自動車取得税交付金	73,000

款	項	金額
		千円
9 地方特例交付金		66,000
	1 地方特例交付金	66,000
10 地方交付税		3,120,000
	1 地方交付税	3,120,000
11 交通安全対策特別交付金		32,000
	1 交通安全対策特別交付金	32,000
12 分担金及び負担金		443,400
	1 負担金	443,400
13 使用料及び手数料		513,180
	1 使用料	402,749
	2 手数料	110,431
14 国庫支出金		6,582,600
	1 国庫負担金	4,216,198
	2 国庫補助金	2,276,956
	3 国庫委託金	89,446
15 県支出金		3,449,450
	1 県負担金	1,845,035
	2 県補助金	1,361,807
	3 県委託金	242,608
16 財産収入		154,510
	1 財産運用収入	127,649
	2 財産売却収入	26,861
17 寄附金		601,010

款	項	金額
		千円
	1 寄附金	601,010
18 繰入金		2,540,000
	1 基金繰入金	2,524,000
	2 特別会計繰入金	16,000
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		3,259,150
	1 延滞金加算金及び過料	30,001
	2 市預金利子	700
	3 公営企業貸付金元利収入	40,190
	4 貸付金元利収入	2,612,250
	5 受託事業収入	911
	6 雑入	575,098
21 市債		3,208,700
	1 市債	3,208,700
歳 入 合 計		47,680,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 295,370
	1 議会費	295,370
2 総務費		4,613,360
	1 総務管理費	3,614,693
	2 徴税費	624,680
	3 戸籍住民基本台帳費	192,908
	4 選挙費	99,073
	5 統計調査費	31,185
	6 監査委員費	50,821
3 民生費		16,192,650
	1 社会福祉費	4,018,752
	2 老人福祉費	2,099,628
	3 児童福祉費	6,969,669
	4 生活保護費	634,176
	5 医療福祉費	2,469,925
	6 災害救助費	500
4 衛生費		5,365,580
	1 保健衛生費	3,178,302
	2 環境衛生費	2,145,538
	3 水道費	41,740
5 労働費		2,514,830
	1 労働費	2,514,830
6 農林水産業費		1,225,670

款	項	金額
		千円
	1 農業費	1,084,935
	2 林業費	140,735
7 商工費		593,160
	1 商工費	593,160
8 土木費		6,639,630
	1 土木管理費	261,862
	2 道路橋梁費	1,368,494
	3 河川費	368,217
	4 住宅費	373,409
	5 都市計画費	4,267,648
9 消防費		1,524,740
	1 消防費	1,524,740
10 教育費		3,125,760
	1 教育総務費	487,082
	2 小学校費	620,540
	3 中学校費	410,088
	4 社会教育費	984,809
	5 保健体育費	623,241
11 災害復旧費		50,000
	1 農林水産施設災害復旧費	16,000
	2 公共土木施設災害復旧費	30,000
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	4,000
12 公債費		5,379,120

款	項	金額
	1 公債費	千円 5,379,120
13 諸支出金		60,130
	1 一部事務組合費	60,130
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	47,680,000

## 第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
課税事務効率化促進事業費	平成 29 年度	3, 6 0 0
土地評価時点修正事業費	平成 29 年度	7, 9 0 0
福祉センター指定管理費	平成29年度から 平成30年度まで	35, 8 0 0
中学校副読本作成事業費	平成29年度から 平成31年度まで	1, 0 0 0

### 第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額
防 災 施 設 整 備 事 業 費	53,900
庁 舎 施 設 整 備 事 業 費	45,000
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	28,200
土 地 改 良 事 業 費	25,400
道 路 橋 梁 整 備 事 業 費	504,300
河 川 等 整 備 事 業 費	201,600
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	36,000
公 園 施 設 整 備 事 業 費	186,200
都 市 計 画 事 業 費	567,400
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	206,000
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	15,700
臨 時 財 政 対 策 費	1,339,000

(単位・千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	公的資金 指定利率 その他の資金 5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。  ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

平成 2 8 年 度 藤 枝 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 2 8 年 度 藤 枝 市 の 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 は、 次 に 定 め る と  
こ ろ に よ る。

( 歳 入 歳 出 予 算 )

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 7 , 1 0 0 , 0 0 0  
千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、 「 第 1 表 歳 入  
歳 出 予 算 」 に よ る。

( 一 時 借 入 金 )

第 2 条 地 方 自 治 法 第 2 3 5 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ る 一 時 借 入 金 の 借 入  
れ の 最 高 額 は、 1 0 0 , 0 0 0 千 円 と 定 め る。

( 歳 出 予 算 の 流 用 )

第 3 条 地 方 自 治 法 第 2 2 0 条 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ り 歳 出 予 算 の 各  
項 の 経 費 の 金 額 を 流 用 す る こ と が で き る 場 合 は、 次 の と お り と 定 め る。

( 1 ) 2 款 保 険 給 付 費 の 各 項 に 計 上 し た 予 算 額 に 過 不 足 を 生 じ た 場 合 に  
お け る 同 一 款 内 で の こ れ ら の 経 費 の 各 項 の 間 の 流 用

平 成 2 8 年 2 月 1 8 日 提 出

藤 枝 市 長 北 村 正 平

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		3,360,900
	1 国民健康保険税	3,360,900
2 使用料及び手数料		721
	1 手数料	721
3 国庫支出金		2,890,520
	1 国庫負担金	2,535,207
	2 国庫補助金	355,313
4 療養給付費交付金		336,966
	1 療養給付費交付金	336,966
5 前期高齢者交付金		4,633,224
	1 前期高齢者交付金	4,633,224
6 県支出金		629,762
	1 県負担金	97,640
	2 県補助金	532,122
7 共同事業交付金		3,641,301
	1 共同事業交付金	3,641,301
8 財産収入		162
	1 財産運用収入	162
9 繰入金		1,571,934
	1 一般会計繰入金	1,571,934
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		34,508

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	千円 21,003
	2 雑入	13,505
歳 入 合 計		17,100,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		156,110
	1 総務管理費	139,630
	2 徴税費	8,614
	3 運営協議会費	566
	4 趣旨普及費	7,300
2 保険給付費		10,357,563
	1 療養諸費	9,128,110
	2 高額療養費	1,150,500
	3 出産育児諸費	65,553
	4 葬祭諸費	13,200
	5 移送費	200
3 後期高齢者支援金等		2,045,433
	1 後期高齢者支援金等	2,045,433
4 前期高齢者納付金等		2,412
	1 前期高齢者納付金等	2,412
5 老人保健拠出金		200
	1 老人保健拠出金	200
6 介護納付金		715,109
	1 介護納付金	715,109
7 共同事業拠出金		3,641,415
	1 共同事業拠出金	3,641,415
8 保健事業費		138,192
	1 特定健康診査等事業費	96,145

款	項	金額
		千円
	2 保健事業費	42,047
9 基金積立金		162
	1 基金積立金	162
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		13,403
	1 償還金及び還付加算金	13,403
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		17,100,000

平成 2 8 年 度 藤 枝 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 2 8 年 度 藤 枝 市 の 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と ころ  
に よ る。

( 歳 入 歳 出 予 算 )

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 3 , 0 0 0 千 円 と 定  
め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、「第 1 表 歳 入  
歳 出 予 算」に よ る。

平成 2 8 年 2 月 1 8 日 提 出

藤 枝 市 長 北 村 正 平

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		12,709
	1 使用料	12,707
	2 手数料	2
3 繰入金		20,011
	1 繰入金	20,011
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		278
	1 雑入	278
歳 入 合 計		33,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 業務費		28,297
	1 業務管理費	28,297
2 公債費		4,653
	1 公債費	4,653
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		33,000

平成28年度藤枝市土地取得特別会計予算

平成28年度藤枝市の土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

藤枝市長 北村正平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 3,890
	1 財産運用収入	1,481
	2 財産売却収入	2,409
2 繰入金		6,110
	1 基金繰入金	6,110
歳 入 合 計		10,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公共用地取得事業費		6,010
	1 公共用地取得事業費	6,010
2 繰出金		3,890
	1 基金繰出金	3,890
3 予備費		100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	10,000

平成 28 年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算

平成 28 年度藤枝市の公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,757,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 2 月 18 日提出

藤枝市長 北村正平

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		17,110
	1 負担金	16,810
	2 分担金	300
2 使用料及び手数料		881,162
	1 使用料	881,162
3 国庫支出金		501,300
	1 国庫補助金	501,300
4 繰入金		1,150,382
	1 繰入金	1,150,382
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		46
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	45
7 市債		1,206,000
	1 市債	1,206,000
歳 入 合 計		3,757,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 下水道事業費		1,804,844
	1 業務費	171,526
	2 維持管理費	386,076
	3 建設事業費	1,247,242
2 公債費		1,947,156
	1 公債費	1,947,156
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		3,757,000

## 第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター設備整備事業費	平成 29 年 度	208,000

### 第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額
下 水 道 事 業 費	1, 2 0 6, 0 0 0

(単位・千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	公的資金 指定利率 その他の資金 5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。  ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

平成 28 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算

平成 28 年度藤枝市の駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		26,890
	1 使用料	26,890
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		100
	1 雑入	100
歳 入 合 計		27,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 駐車場費		10,950
	1 駐車場管理費	10,950
2 繰出金		16,000
	1 繰出金	16,000
3 予備費		50
	1 予備費	50
	歳 出 合 計	27,000

平成28年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度藤枝市の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

藤枝市長 北村正平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		19,724
	1 使用料	19,724
3 繰入金		74,265
	1 繰入金	74,265
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入 合 計		94,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 事業費		32,765
	1 施設管理費	32,765
2 公債費		61,135
	1 公債費	61,135
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		94,000

平成 2 8 年度藤枝市介護保険特別会計予算

平成 2 8 年度藤枝市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 , 0 1 8 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2 款 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 2 月 1 8 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		2,537,634
	1 介護保険料	2,537,634
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 国庫支出金		2,312,591
	1 国庫負担金	1,900,139
	2 国庫補助金	412,452
4 支払基金交付金		2,953,096
	1 支払基金交付金	2,953,096
5 県支出金		1,555,484
	1 県負担金	1,509,244
	2 県補助金	46,240
6 財産収入		1,948
	1 財産運用収入	1,948
7 繰入金		1,644,365
	1 一般会計繰入金	1,629,805
	2 基金繰入金	14,560
8 繰越金		3
	1 繰越金	3
9 諸収入		12,729
	1 延滞金加算金及び過料	12
	2 雑入	12,717
歳 入 合 計		11,018,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 259,165
	1 総務管理費	164,110
	2 徴収費	6,800
	3 介護認定審査会費	84,861
	4 趣旨普及費	500
	5 介護・福祉ぷらん21推進協議会費	2,894
2 保険給付費		10,490,411
	1 介護サービス等諸費	9,522,095
	2 介護予防サービス等諸費	408,202
	3 高額介護サービス等諸費	187,726
	4 高額医療合算介護サービス等費	20,390
	5 特定入所者介護サービス等費	344,105
	6 その他諸費	7,893
3 基金積立金		1,948
	1 基金積立金	1,948
4 地域支援事業費		263,372
	1 介護予防事業費	62,331
	2 包括的支援事業・任意事業費	201,041
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		3,103
	1 償還金及び還付加算金	3,103
歳 出 合 計		11,018,000

平成 2 8 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 8 年度藤枝市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 9 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 2 月 1 8 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,214,197
	1 後期高齢者医療保険料	1,214,197
2 繰入金		268,743
	1 一般会計繰入金	268,743
3 繰越金		3,600
	1 繰越金	3,600
4 諸収入		3,460
	1 延滞金	150
	2 保険料等還付金及び還付加算金	3,310
歳 入 合 計		1,490,000

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 1,486,690
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,486,690
2 諸支出金		3,310
	1 償還金及び還付加算金	3,310
歳 出 合 計		1,490,000

## 平成28年度藤枝市病院事業会計予算

## (総則)

第1条 平成28年度藤枝市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般	564床
(2) 年間患者数	入院	177,025人
	外来	256,365人
(3) 一日平均 患者数	入院	485.0人
	外来	1,055.0人
(4) 主要な建設改良事業		
ア	医療器械器具等購入事業費	302,000千円
イ	施設改修事業費	90,000千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款	病院事業収益	16,667,000千円
第1項	医業収益	15,851,200千円
第2項	医業外収益	815,800千円

## 支 出

第1款	病院事業費用	16,667,000千円
第1項	医業費用	15,959,300千円
第2項	医業外費用	687,600千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額974,000千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんし、なお不足を生じた場合は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,033,000千円
第1項 企業債	120,000千円
第2項 出資金	911,900千円
第3項 投資回収金	1,100千円

支 出

第1款 資本的支出	2,007,000千円
第1項 建設改良費	501,200千円
第2項 償還金	1,381,000千円
第3項 投資	114,800千円
第4項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械器具 購入事業費	千円  120,000	普通貸借  又は 証券発行	公的資金 指定利率  その他 5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。  ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項における経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項における経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用

(2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又は、これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,514,400千円

(2) 交際費 1,500千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産購入限度額は、4,280,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

藤枝市長 北村正平

## 平成 2 8 年度藤枝市水道事業会計予算

## (総則)

第 1 条 平成 2 8 年度藤枝市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	5 4 , 7 8 1 件
(2) 年 間 総 給 水 量	1 7 , 8 1 8 千 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	4 8 , 8 1 6 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配 水 管 布 設 費	6 8 2 , 8 0 0 千円
イ 水 源 施 設 改 良 事 業 費	2 4 0 , 2 2 8 千円
ウ 固 定 資 産 購 入 費	4 , 2 0 0 千円

## (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2 , 5 6 2 , 0 0 0 千円
第 1 項 営 業 収 益	2 , 4 1 4 , 7 5 8 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1 4 7 , 2 4 2 千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2 , 1 5 6 , 0 0 0 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 , 9 7 6 , 7 8 0 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1 7 4 , 2 2 0 千円
第 3 項 予 備 費	5 , 0 0 0 千円

## (資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 8 6 1 , 0 0 0 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 3 , 6 4 2 千円、建設改良積立金 2 1 5 , 0 0 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 4 2 1 千円及び当年度分損益勘定留保資金 5 9 1 , 9 3 7 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	5 4 2 , 0 0 0 千円
第1項 企 業 債	3 8 8 , 0 0 0 千円
第2項 工 事 負 担 金	1 0 0 , 3 1 7 千円
第3項 補 助 金	3 2 , 5 3 0 千円
第4項 長 期 貸 付 金 償 還 金	2 1 , 1 5 3 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1 , 4 0 3 , 0 0 0 千円
第1項 建 設 改 良 費	9 2 7 , 2 2 8 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	4 7 4 , 7 7 2 千円
第3項 予 備 費	1 , 0 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 替 費 布 設 業 費	千円 258,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	公的資金 指定利率  その他 5.0%以内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。
水 源 施 設 改 良 費 改 事 業 費	千円 130,000		ただし、利率見直し方式で借入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 192,302千円

(他会計からの補助金)

第9条 緊急地震・津波対策事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,809千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、86,420千円と定める。

平成28年2月18日提出

藤 枝 市 長 北 村 正 平